

令和7年度第1回品川区特別職報酬等審議会 次第

日時：令和7年10月30日
午前10時00分～
場所：本庁舎5F 第五委員会室

司 会 藤村総務課長

- | | |
|----------|-------------|
| 1. 区長挨拶 | 区 長 森澤 恭子 |
| 2. 委員紹介 | |
| 3. 会長挨拶 | 会 長 島崎 妙子 様 |
| 4. 諒問文手交 | |

-----区長、副区長、教育長退室-----

- | | | |
|--------|------|-----|
| 5. 議 事 | 議事進行 | 会 長 |
|--------|------|-----|

(1) 諒問文朗読

(2) 特別区人事委員会勧告および各区の状況等について 柏原区長室長

- ①品川区特別職における報酬の改定経緯について----- (資料 1)
- ②令和7年特別区人事委員会勧告の概要----- (資料 2)
- ③特別区人事委員会の勧告等と実施状況----- (資料 3)
- ④23区特別職報酬等 月額一覧(基本報酬)----- (資料 4)
- ⑤23区特別職報酬等 期末手当一覧----- (資料 5)
- ⑥23区特別職報酬等 年額一覧----- (資料 6)
- ⑦令和6年度品川区各会計決算審査意見書(抜粋)----- (資料 7)

(3) 審議および質疑

品川区特別職における報酬の改定経緯について

1. 月額報酬

(1) 近年の改定状況

年度	改定内容	区長給料への影響額(年収)
令和6年度	0. 80% 増額改定	+ 172,319円
令和5年度	0. 30% 増額改定	+ 57,057円
令和4年度	改定見送り（一般職員の初任給および若年層給与に限り増額改定のため）	0円
令和3年度	改定見送り（一般職員給与と民間給与との較差が僅少のため）	0円
令和2年度	改定見送り（一般職員給与と民間給与との較差が僅少のため）	0円
令和元年度 (令和2年1月)	0. 58% 減額改定	- 133,468円
平成29年12月	0. 13% 増額改定	+ 19,067円
平成26年4月	0. 83% 減額改定	- 184,929円
平成22年4月	0. 79% 減額改定 ※区長・副区長のみ改定	- 120,960円
平成18年4月	1. 00% 減額改定	- 230,141円

※特別職の月額報酬については、平成28年度までは「特別区人事委員会勧告」の状況を勘案し、一般職員の改定率の増減が累積1%を超えた場合に改定していたが、平成29年度以降は、特別区人事委員会勧告に準拠。

令和7年特別区人事委員会勧告では、職員の給与が民間給与を14,860円(3.80%)下回っている状況であるため、月例給について若年層に重点を置きつつ、全ての級および号給で増額改定。
特別給（期末勤勉手当）は、年間の支給月数を0.05月分引き上げ。

(2) 今回の改定方法について

特別区人事委員会勧告に準拠し、改定を検討。

参考1 勧告の職員給与と民間給与の差分(3.80%)を引き上げた場合

$$\left. \begin{array}{l} \text{区長 } 1,152,000 \text{ 円} \Rightarrow 1,196,000 \text{ 円 } (+44,000 \text{ 円}) \\ \text{議員 } 609,000 \text{ 円} \Rightarrow 632,000 \text{ 円 } (+23,000 \text{ 円}) \end{array} \right\}$$

参考2 部長級職員(給料表6級)の最上位号給と同率(3.3%)を引き上げた場合

$$\left. \begin{array}{l} \text{区長 } 1,152,000 \text{ 円} \Rightarrow 1,190,000 \text{ 円 } (+38,000 \text{ 円}) \\ \text{議員 } 609,000 \text{ 円} \Rightarrow 629,000 \text{ 円 } (+20,000 \text{ 円}) \end{array} \right\}$$

2. 期末手当

(1) 近年の改定状況

年度	改定内容	区長給料への影響額（年収）
令和6年度	0. 15月 引き上げ改定	+ 273,291円
令和5年度	0. 08月 引き上げ改定	+ 145,372円
令和4年度	社会情勢を考慮し改定見送り	0円
令和3年度	0. 11月 引き下げ改定	- 199,877円
令和2年度	0. 04月 引き下げ改定	- 72,687円
令和元年度	0. 12月 引き上げ改定	+ 219,398円
平成29年度	0. 08月 引き上げ改定	+ 146,138円
平成27年度	0. 28月 引き上げ改定	+ 511,482円
平成22年度	0. 15月 引き下げ改定	- 276,400円
平成21年度	0. 28月 引き下げ改定	- 567,592円

(2) 昨年度までの特別職の期末手当改定月数算出方法

近年、特別職の期末手当は、一般職に対して行われる「特別区人事委員会勧告」の状況を勘案し、同程度の改定を行っている。

例：令和6年度増額改定の場合

①一般職員の期末・勤勉手当の増額率

$$\left. \begin{array}{l} \text{当初 } 4.65 \text{月} \Rightarrow 4.85 \text{月} (+0.2 \text{月分}) \\ 0.2 \div 4.65 = 4.3\% \text{ (増額率)} \end{array} \right\}$$

②特別職は、0.15月引き上げるとほぼ同率となる。

$$\left. \begin{array}{l} 3.58 \text{月} \times 4.3\% = 0.15 \text{月} \\ 3.58 \text{月} + 0.15 \text{月} = 3.73 \text{月} \end{array} \right\}$$

☆23区の特別職（区長）期末手当支給月数（R7.6.1現在）

4.23月	1区	3.88月	2区	3.55月	1区
4.20月	3区	3.85月	1区	3.30月	1区
4.10月	4区	3.80月	1区	2.99月	1区
3.99月	1区	3.75月	1区		
3.95月	1区	3.73月	1区	品川区	
3.94月	1区	3.66月	1区		
3.92月	1区	3.60月	1区		
23区平均 約3.87月			城南地区平均 約3.94月		

(3) 今回の改定方法について

特別区人事委員会勧告に準拠し、改定を検討。

参考1 0. 05月分を引き上げた場合 3.73月⇒3.78月
(一般職と同月数分の引き上げ)

参考2 0. 04月分を引き上げた場合 3.73月⇒3.77月
(一般職員の引き上げ 0. 05月分と同程度の引き上げ)

$$\left. \begin{array}{l} \text{一般職員の年間特別給は } 4.85 \text{月}、\text{特別職は } 3.73 \text{月であるため、 } 4.85 \text{月に} \\ \text{対する } 0.05 \text{月分を } 3.73 \text{月に按分すると、} \\ 0.05 \times (3.73 \div 4.85) = 0.03845 \dots \approx 0.04 \end{array} \right\}$$

令和7年特別区人事委員会勧告の概要

1 公民給与の比較

(1) 職員と民間との給与の比較

① 特別区、民間双方に共通する事務・技術の職務に従事する民間従業員の4月の給与について、職員と民間従業員との同種・同等の者同士を比較することを基本として、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士を対比させ、比較している。

② 民間給与実態調査の内容（令和7年4月）

区分	内 容
調査対象規模	企業規模 50人以上で、かつ、事業所規模 50人以上の事業所
事業所数	特別区内の民間 1,162 事業所を調査（調査完了 704 事業所）
調査実人員	57,494 人

(2) 公民較差

①公民比較方法の見直しについて

「厳しい採用環境を踏まえ、有為な人材を確保するため、公務の職務・職責を重視し、大都市に相応しい、より規模の大きな企業と比較する必要がある」とし、比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引き上げて公民較差を算出している。

②公民比較の結果

民間平均給与(事務・技術)	職員平均給与(行(一)事務・技術)	公民較差
406,322円	391,462円	14,860円 (3.80%)

2 公民較差・給与の改善等

区分	令和7年勧告		令和6年勧告
公民較差	14,860円 (3.80%)		11,029円 (2.89%)
月例給改定等	若年層に重点を置きつつ、全ての級および号給で引き上げ		初任給、若年層に重点を置きつつ、全ての級および号給で引き上げ
民間と比較した職員	平均給与	391,462円	382,163円
	平均年齢	38.6歳	38.8歳
全職員数	57,493人		58,194人
期末・勤勉手当	+0.05月 (4.85月→4.9月)		+0.20月 (4.65月→4.85月)

特別区人事委員会の勧告等と実施状況

年次	勧告月日	特別区人事委員会勧告		区職員の実施時期	勧告月日	人事院・都人事委員会勧告		国・都の実施時期
		月例給(平均率・額)	期末・勤勉			(1)期末・勤勉 計0.025月 (2)月例3.62%	(2)15,014円	
R7	10.14	3.80% 14,860円	期末・勤勉 O. 05月	・期末・勤勉条例公布の日 ・月例 R7.4.1	国 8. 7	(1)期末・勤勉 計0.025月 (2)月例3.62%	(2)15,014円	(1)R7.12月分から (2)R7.4.1 ※いずれも勧告内容
					都 10.17	(1)期末・勤勉 計0.05月 (2)月例3.24%	(2)13,580円	(1)R7.12月分から (2)R7.4.1 ※いずれも勧告内容
R6	10.9	2.89% 11,029円	期末・勤勉 O. 2月	・期末・勤勉条例公布の日 ・月例 R6.4.1	国 8. 8	(1)期末・勤勉 計0.10月 (2)月例2.76%	(2)11,183円	(1)R6.12.1 (2)R6.4.1
					都 10.18	(1)期末・勤勉 計0.20月 (2)月例2.59%	(2)10,595円	(1)R6.12.1 (2)R6.4.1
R5	10.11	0.98% 3,722円	期末・勤勉 O. 1月	・勤勉条例公布の日 ・月例 R5.4.1	国 8. 7	(1)勤勉0.10月 (2)月例0.96%	(2)3,869円	(1)R5.12.1 (2)R5.4.1
					都 10.13	(1)勤勉0.10月 (2)月例0.88%	(2)3,569円	(1)R5.12.1 (2)R5.4.1
R4	10.11	0.24% 896円	期末・勤勉 O. 1月	・勤勉 R4.11.28 ・月例 R4.4.1	国 8. 8	(1)勤勉0.11月 (2)月例0.23%	(2)921円	(1)R4.12.1 (2)R4.4.1
					都 10.12	(1)勤勉0.10月 (2)月例0.20%	(2)828円	(1)R4.12.1 (2)R4.4.1
R3	10.20	△0.02% △94円	期末・勤勉 △O. 15月	・期末 R3.12.1 ・月例 見送り	国 8. 10	・期末△0.15月 ・月例0.00%	△19円	・R3.12.1 ・改定見送り
					都 10. 15	・期末△0.10月 ・月例△0.03%	△103円	・R3.12.1 ・改定見送り
R2	10.23	△0.04% △157円	期末・勤勉 △O. 05月	・期末 R2.11.30 ・月例 見送り	国(1)10. 7 (2)10.28	(1)期末△0.05月 (2)月例△0.04%	(2)△164円	(1)R2.12.1 (2)改定見送り
					都(1)10.30 (2)12.18	(1)期末△0.10月 (2)月例△0.05%	(2)△195円	(1)R2.12.1 (2)改定見送り
R1	10.21	△0.58% △2, 235円	期末・勤勉 O. 15月	・期末 R1.11.29 ・月例 R2.1.1	国 8. 7	0.09%	387円	31.4.1
					都 10. 16	0.01%	47円	改定見送り
H30	10.10	△2.46% △9, 671円	期末・勤勉 O. 1月	見送り	国 8. 10	0.16%	655円	30.4.1
					都 10. 12	0.03%	108円	改定見送り (初任給のみ1,000円引き上げ H31.4.1)
H29	10.11	0.13% 526円	期末・勤勉 O. 1月	29. 4. 1	国 8. 8	0.15%	631円	29.4.1
					都 10. 6	0.02%	74円	改定見送り
H28	10.11	0.15% 584円	期末・勤勉 O. 1月	28. 4. 1	国 8. 8	0.17%	708円	28.4.1
					都 10. 18	0.02%	81円	改定見送り
H27	10.13	0.35% 1,413円	期末・勤勉 O. 1月	27. 4. 1	国 8. 7	0.36%	1,469円	27.4.1
					都 10. 16	0.12%	480円	27.4.1

<参考>近隣の政令市の勧告状況(令和7年度)

自治体名	勧告日	人事委員会勧告		
		平均率・額	期末・勤勉	
さいたま市	R7.10.14	2.90% 12,033円	(初任給を始め若年層が在職する号給に重点を置きつつ、中高年層が在職する号給も含め、全体的に引上げ)	O. 05月
千葉市	R7.10.2	2.91% 12,060円	(概ね30歳台後半までの職員が在職する号給に重点を置いた改定をしつつ、適切な号給の間差が得られるように調整し、給料表全体の引上げ)	O. 03月
川崎市	R7.10.6	2.97% 12,694円	(若年層に重点を置きつつ、緩やかに改定率を遅減させる形で全ての級号給において引上げ)	O. 06月
横浜市	R7.10.15	3.33% 13,469円	(若年層を中心におおむね30歳台までの職員が在職する号給に重点を置きながら、全ての号給で引上げ)	O. 05月
相模原市	R7.10.7	3.51% 13,591円	(若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ)	O. 04月

23区特別職報酬等 月額一覧(基本報酬) ※条例本則 最高額 最低額 (円)

	区長		副区長		教育長		議長		副議長		委員長		副委員長		議員		適用年月日(※区長)
	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	
千代田区	1	1,305,000	1	1,042,000	3	922,000	6	939,000	2	820,000	1	690,000	1	658,000	3	627,000	R6.12.1
中央区	8	1,164,000	8	933,000	11	833,000	4	940,000	8	798,000	14	662,000	7	641,000	11	618,000	R7.4.1
港区	2	1,273,100	3	1,023,700	1	951,200	18	919,600	12	794,900	13	662,100	13	634,500	6	622,300	R6.4.1
新宿区	5	1,206,000	5	967,000	5	887,000	1	975,000	1	832,000	2	685,000	2	654,000	1	637,000	R7.1.1
文京区	3	1,270,200	2	1,028,000	2	939,400	10	933,400	6	800,000	18	656,500	19	629,100	20	606,600	R6.4.1
台東区	15	1,151,000	12	925,000	17	793,000	12	930,000	8	798,000	14	662,000	14	634,000	14	611,000	R6.4.1
墨田区	6	1,175,000	6	949,000	6	876,000	3	949,000	3	815,000	5	674,000	5	650,000	2	631,000	R6.12.1
江東区	11	1,157,000	13	924,000	15	809,000	15	924,000	11	796,000	6	671,000	9	639,000	15	610,000	H28.4.1
品川区	13	1,152,000	10	926,000	16	805,000	14	928,000	17	792,000	19	656,000	17	631,000	17	609,000	R6.12.1
品川区長2割減	(23)	921,600	※特例条例による品川区長の月額給2割減額後(R5.2.1～適用)												R5.2.1		
目黒区	21	1,068,000	21	854,000	21	747,000	20	913,000	8	798,000	11	664,000	14	634,000	21	603,000	R7.1.1
大田区	7	1,168,600	7	937,800	10	839,000	5	939,800	16	792,800	10	665,800	10	638,600	10	619,600	R6.12.1
世田谷区	22	1,061,600	23	817,100	19	771,600	7	937,000	15	793,300	7	670,800	11	638,500	8	621,400	R6.4.1
渋谷区	18	1,123,300	17	918,100	13	824,200	11	930,500	22	776,300	21	651,500	21	628,200	12	617,800	R6.12.1
中野区	4	1,264,600	4	1,015,200	4	889,900	21	909,200	23	770,400	16	660,100	18	630,300	23	600,200	R7.3.1
杉並区	19	1,123,000	19	899,900	20	771,300	23	863,700	20	781,600	23	649,200	23	622,100	22	601,100	R6.11.1
豊島区	23	1,048,300	22	840,600	23	735,300	22	901,100	19	786,700	22	649,300	22	627,900	19	608,700	R6.12.1
北区	9	1,162,000	9	930,700	8	852,300	8	935,500	5	803,000	8	667,600	8	640,200	5	623,000	R7.4.1
荒川区	16	1,146,000	16	920,000	12	832,000	9	934,000	7	799,000	11	664,000	12	636,000	13	613,000	R5.4.1
板橋区	12	1,153,000	13	924,000	9	848,000	15	924,000	14	794,000	20	655,000	20	629,000	17	609,000	R6.4.1
練馬区	14	1,151,600	15	920,900	7	864,200	17	920,900	13	794,300	3	684,100	3	652,700	6	622,300	R6.12.1
足立区	20	1,078,800	20	864,900	22	745,800	2	951,000	4	814,000	4	682,000	4	651,000	9	620,000	H27.4.1
葛飾区	17	1,135,000	10	926,000	14	816,000	13	929,000	21	780,000	9	666,000	6	646,000	4	626,000	R6.12.1
江戸川区	10	1,158,700	18	905,500	18	783,500	19	918,700	18	788,500	17	658,700	16	631,600	16	609,700	R7.1.1
23区平均	1,160,687		930,104		831,987		928,061		796,426		665,509		638,117		615,943		
城南ブロック平均	1,114,700		890,600		797,360		929,660		790,480		661,620		634,060		614,160		

令和7年6月1日現在

参考1：勧告の職員給与と民間給与の差分3.8%を引き上げた場合の月額(1,000円未満四捨五入)(下段は増加額)

月額	1,196,000	961,000	836,000	963,000	822,000	681,000	655,000	632,000
増加額	44,000	35,000	31,000	35,000	30,000	25,000	24,000	23,000

参考2：一般職員部長級(給料表6級)の引き上げ率3.3%を引き上げた場合の月額(1,000円未満四捨五入)(下段は増加額)

月額	1,190,000	957,000	832,000	959,000	818,000	678,000	652,000	629,000
増加額	38,000	31,000	27,000	31,000	26,000	22,000	21,000	20,000

23区特別職報酬等 期末手当一覧

※条例本則

最高額

最低額 (円)

	区長		副区長		教育長		議長		副議長		委員長		副委員長		議員		期末手当支給月数 ※ (区長)	適用年月日 (区長)
	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額		
千代田区	1	7,947,450	1	6,345,780	2	5,614,980	4	5,718,510	1	4,993,800	1	4,202,100	1	4,007,220	2	3,818,430	4.20	R7.4.1
中央区	15	6,957,810	15	5,577,007	15	4,979,257	15	5,111,250	16	4,339,125	18	3,599,625	17	3,485,437	16	3,360,375	3.75	R7.4.1
港区	2	7,753,179	2	6,234,333	1	5,792,808	5	5,600,364	4	4,840,941	6	4,032,189	5	3,864,105	5	3,789,807	4.20	R6.12.1
新宿区	21	6,391,558	22	5,124,906	21	4,700,922	23	4,665,375	23	3,981,120	23	3,277,725	23	3,129,390	23	3,048,045	3.30	R6.12.1
文京区	19	6,630,444	19	5,366,160	16	4,903,668	22	4,737,005	22	4,060,000	22	3,331,737	22	3,192,682	22	3,078,495	3.60 (3.50)	R6.12.1
台東区	4	7,522,245	4	6,045,245	11	5,182,572	8	5,528,850	6	4,744,110	9	3,935,590	9	3,769,130	8	3,632,395	4.10	R6.12.1
墨田区	11	7,267,046	8	5,869,299	4	5,417,814	11	5,339,074	12	4,585,190	12	3,791,924	13	3,656,900	13	3,550,006	3.88	R6.11.28
江東区	18	6,749,984	18	5,390,652	20	4,719,738	21	4,903,668	21	4,224,372	20	3,560,997	21	3,391,173	21	3,237,270	3.66	R5.4.1
品川区	17	6,849,354	16	5,505,644	19	4,786,224	16	5,019,088	19	4,283,532	21	3,547,976	20	3,412,763	19	3,293,776	3.73	R6.12.1
品川区長2割減	(23)	5,479,483	※特例条例による品川区長の月額給2割減に伴う期末手当の金額 (R5.2.1~適用)												R5.2.1			
目黒区	16	6,858,696	17	5,484,388	18	4,797,234	19	4,964,437	16	4,339,125	17	3,610,500	18	3,447,375	20	3,278,812	3.80 (3.75)	R7.1.1
大田区	7	7,432,366	7	5,964,463	8	5,336,090	3	5,750,636	3	4,851,143	3	4,074,030	4	3,907,593	4	3,791,332	3.99 (4.22)	R7.4.1
世田谷区	8	7,355,826	9	5,862,692	7	5,346,416	6	5,570,465	8	4,716,168	7	3,987,906	7	3,795,882	6	3,694,223	4.10	R6.4.1
渋谷区	9	7,341,214	6	6,000,150	5	5,386,476	1	5,801,667	5	4,840,230	4	4,062,102	3	3,916,827	1	3,851,983	4.10 (4.30)	R6.12.1
中野区	12	7,224,659	12	5,799,837	14	5,083,998	7	5,563,394	9	4,714,077	5	4,039,151	6	3,856,805	7	3,672,623	3.94 (4.22)	R7.3.1
杉並区	3	7,714,470	3	6,181,878	9	5,298,455	18	4,984,412	13	4,510,612	14	3,746,532	14	3,590,138	14	3,468,948	4.23 (3.98)	R7.4.1
豊島区	6	7,440,833	11	5,824,517	13	5,094,893	12	5,291,709	10	4,619,895	11	3,813,014	10	3,687,342	10	3,574,590	4.20 (4.05)	R6.12.1
北区	10	7,316,300	10	5,859,966	6	5,366,336	10	5,358,076	11	4,599,182	10	3,823,679	12	3,666,745	11	3,568,232	3.95	R7.4.1
荒川区	5	7,489,568	5	6,012,568	3	5,437,452	2	5,796,404	2	4,958,594	2	4,120,784	2	3,947,016	3	3,804,278	4.10 (4.28)	R6.12.1
板橋区	14	7,075,844	14	5,670,494	10	5,204,090	14	5,158,230	15	4,432,504	16	3,656,536	15	3,511,392	15	3,399,742	3.85	R6.11.29
練馬区	20	6,516,558	20	5,211,096	17	4,890,248	20	4,940,628	20	4,261,419	15	3,670,196	16	3,501,735	17	3,338,639	3.55 (3.70)	R6.12.1
足立区	24	5,451,284	23	4,370,426	23	3,768,601	9	5,515,800	7	4,721,200	8	3,955,600	8	3,775,800	9	3,596,000	2.99 (4.00)	R6.4.1
葛飾区	13	7,092,024	13	5,786,092	12	5,098,759	13	5,280,436	14	4,433,520	13	3,785,544	11	3,671,864	12	3,558,184	3.92	R6.12.1
江戸川区	22	6,161,740	21	5,191,611	22	4,492,134	17	4,995,431	18	4,287,468	19	3,581,681	19	3,434,325	18	3,315,243	3.88 (4.00)	R7.4.1
23区平均		7,066,976		5,681,705		5,073,877		5,286,735		4,536,406		3,791,614		3,635,636		3,509,627	3.87	
城南ブロック平均		7,167,491		5,763,467		5,130,488		5,421,259		4,606,040		3,856,503		3,696,088		3,582,025	3.94	

※「期末手当支給率」欄の()の数値は議長、副議長、委員長、副委員長、議員に適用される期末手当支給率

令和7年6月1日現在

参考1：月額3.3%増・期末手当0.05月分増の場合の期末手当の金額(下段は増加額)

期末手当	7,170,131	5,766,231	5,013,066	5,256,279	4,483,458	3,716,118	3,573,612	3,447,549
増加額	320,777	260,587	226,842	237,191	199,926	168,142	160,849	153,773

参考2：月額3.3%増・期末手当0.04月分増の場合の期末手当の金額(下段は増加額)

期末手当	7,151,162	5,750,977	4,999,804	5,242,373	4,471,597	3,706,287	3,564,158	3,438,428
増加額	301,808	245,333	213,580	223,285	188,065	158,311	151,395	144,652

23区特別職報酬等 年額一覧 ※条例本則適用								最高額		最低額						
	区長		副区長		教育長		議長		副議長		委員長		副委員長		議員	
	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額
千代田区	1	23,607,450	1	18,849,780	5	16,678,980	3	16,986,510	1	14,833,800	1	12,482,100	1	11,903,220	1	11,342,430
中央区	11	22,601,970	12	18,116,527	13	16,174,777	13	16,391,250	15	13,915,125	17	11,543,625	15	11,177,437	15	10,776,375
港区	5	23,030,379	5	18,518,733	1	17,207,208	9	16,635,564	4	14,379,741	6	11,977,389	5	11,478,105	3	11,257,407
新宿区	9	22,744,918	10	18,237,426	4	16,728,642	14	16,365,375	12	13,965,120	20	11,497,725	22	10,977,390	17	10,692,045
文京区	22	21,872,844	19	17,702,160	12	16,176,468	21	15,937,805	23	13,660,000	23	11,209,737	23	10,741,882	23	10,357,695
台東区	6	22,991,685	6	18,477,245	16	15,840,492	8	16,688,850	7	14,320,110	10	11,879,590	11	11,377,130	11	10,964,395
墨田区	4	23,059,046	2	18,623,859	2	17,191,254	7	16,727,074	5	14,365,190	9	11,879,924	7	11,456,900	7	11,122,006
江東区	18	22,300,064	17	17,809,212	20	15,592,698	19	15,991,668	21	13,776,372	14	11,612,997	17	11,059,173	21	10,557,270
品川区	17	22,332,234	15	17,951,084	19	15,605,424	16	16,155,088	20	13,787,532	22	11,419,976	21	10,984,763	20	10,601,776
品川区長2割減	(23)	17,865,787	※特例条例による品川区長の月額給2割減に伴う年額(R5.2.1～適用)													
目黒区	19	22,237,896	18	17,781,988	21	15,554,034	22	15,920,437	15	13,915,125	16	11,578,500	18	11,055,375	22	10,514,812
大田区	3	23,138,350	3	18,568,495	7	16,612,250	1	17,028,236	6	14,364,743	4	12,063,630	4	11,570,793	4	11,226,532
世田谷区	10	22,642,866	20	17,628,932	11	16,457,456	6	16,814,465	8	14,235,768	5	12,037,506	6	11,457,882	6	11,151,023
渋谷区	14	22,438,366	9	18,339,414	10	16,463,724	4	16,967,667	10	14,155,830	8	11,880,102	8	11,455,227	2	11,265,583
中野区	15	22,399,859	14	17,982,237	17	15,762,798	11	16,473,794	14	13,958,877	7	11,960,351	10	11,420,405	13	10,875,023
杉並区	2	23,144,490	4	18,546,498	15	15,896,117	23	15,348,812	17	13,889,812	18	11,536,932	19	11,055,338	18	10,682,148
豊島区	13	22,536,353	16	17,929,157	18	15,683,213	17	16,104,909	11	14,060,295	15	11,604,614	14	11,222,142	12	10,878,990
北区	7	22,933,580	8	18,368,574	3	16,821,248	10	16,584,076	9	14,235,182	12	11,834,879	12	11,349,145	9	11,044,232
荒川区	8	22,891,808	7	18,377,368	6	16,619,532	2	17,004,404	2	14,546,594	3	12,088,784	3	11,579,016	5	11,160,278
板橋区	12	22,572,164	13	18,089,054	8	16,601,210	15	16,246,230	13	13,960,504	19	11,516,536	16	11,059,392	16	10,707,742
練馬区	20	21,994,062	21	17,587,992	9	16,505,096	20	15,991,428	19	13,793,019	11	11,879,396	13	11,334,135	14	10,806,239
足立区	23	20,986,004	23	16,824,986	23	14,508,121	5	16,927,800	3	14,489,200	2	12,139,600	2	11,587,800	10	11,036,000
葛飾区	16	22,346,424	11	18,231,532	14	16,065,799	12	16,428,436	18	13,793,520	13	11,777,544	9	11,423,864	8	11,070,184
江戸川区	21	21,873,712	22	17,428,851	22	15,116,394	18	16,019,831	22	13,749,468	21	11,486,081	20	11,013,525	19	10,631,643
23区平均		22,551,153		18,085,700		16,167,954		16,423,466		14,093,519		11,777,718		11,293,045		10,900,949
城南ブロック平均		22,557,942		18,053,983		16,138,578		16,577,179		14,091,800		11,795,943		11,304,808		10,951,945

令和7年6月1日現在

参考1：月額3.3%増・期末手当0.05月分増の場合の年額(下段は増加額)

年額	23,163,730	18,628,311	16,195,146	16,764,279	14,299,458	11,852,118	11,397,612	10,995,549
増加額	831,496	677,227	589,722	609,191	511,926	432,142	412,849	393,773

参考2：月額3.3%増・期末手当0.04月分増の場合の年額(下段は増加額)

年額	23,144,762	18,613,056	16,181,884	16,750,373	14,287,597	11,842,287	11,388,158	10,986,428
増加額	812,528	661,972	576,460	595,285	500,065	422,311	403,395	384,652

令和6年度

品川区各会計決算審査意見書
品川区基金運用状況審査意見書
品川区財政健全化審査意見書

〈抜粋〉

品川区監査委員

第5 付帯意見

1 総括意見

令和6年度に実施された施策の概況について意見を述べる。

令和6年度において、その決算状況（執行率）は一般会計ベースで94.5%（令和5年度95.0%）となった。計画と比較すると実績が伸びなかった事業はあるものの、ウェルビーイングの視点からの施策を積極的に展開し、高い執行実績をあげているといえる。

はじめに、重点的かつ緊急的に取り組んだ施策について述べる。

物価高騰対策の一環として、住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金、定額減税補足給付金、子育て世帯生活支援特別給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金について、区民生活および区内経済の安定に向け適宜補正予算を編成し、支援を行った。

次に、令和6年度に掲げたウェルビーイング予算における重点政策について述べる。

まず、重点政策の1つ目「安全・安心を守る」についてである。

はじめに、防災対策についてである。減災への取組として、木造住宅の耐震診断費用を全額助成するとともに、非木造住宅の耐震診断および補強設計費用の助成額の拡充を図った。また、震災時の電気火災を抑制する感震ブレーカー設置費用の助成および旧耐震基準の木造住宅の除却助成の対象地域を区内全域に拡大した。

災害用携帯トイレを防災ハンドブックとあわせて全世帯に無償配布し、マンションの防災対策としては、希望する共同住宅に対しエレベーター用防災チェアの無償提供を行った。そして、首都直下地震などの大規模災害に備え、断水時も水洗トイレとして使用できる自走可能なトイレラックを導入した。また、女性視点での備蓄品の拡充や避難所運営の見直しを図るとともに、ペットの同行避難への対応強化に取り組んだ。

次に、防犯対策については、犯罪等のリスクから区民を守るため、個人住宅への防犯カメラ・録画機能付きドアホンの設置費用の助成を行った。

さらに、感染症対策等として、65歳以上の区民のインフルエンザ定期予防接種費用の無償化を行った。また、区施設等に設置しているAED（自動体外式除細動器）については、地域のコンビエンスストアと連携し、設置場所の大幅な拡充を図った。

2つ目は、「社会全体で子どもと子育てを支える」についてである。

まず、子どもや子育てを支援する最前線の拠点として、令和6年10月に品川区児童相談所を開設した。また、各家庭が負担している学用品の費用負担軽減のため、各学校が選定する補助教材費について、都内初の所得制限のない完全無償化を実施した。

保育料の負担軽減については、所得制限なしの一部助成を認証保育所、認可外保育施設および企業主導型保育事業に拡大した。

乳児を育てる家庭への支援としての産後ケア事業については、対象者や利用回数等を拡大した。また、未就園児の定期預かり事業については拡充を図り、本格実施した。

小学生の子を持つ家庭の負担軽減を図るため、すまいるスクールにおける夏休み期間中の昼食については、全37か所で仕出し弁当の配達サービスを利用できるよう体制を整えた。

次に、子どもの健康づくりについてであるが、子どものインフルエンザ予防接種費用については助成対象者を拡大した。また、HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチンについては、女性の接種率向上に向け勧奨を進めるとともに、新たに任意接種である男性への全額助成を実施した。

さらに、子どもを産み育てたいと望む方に対しては、不妊治療にかかる区独自の助成制度を新

設するとともに、不妊・不育等相談事業を開始した。

3つ目は、「生きづらさをなくし住み続けられるやさしい社会をつくる」についてである。

まず、ひとり暮らしの高齢者等の見守りを支える観点から、救急代理通報システムのサービスを所得制限なく無償で提供した。また、「聞こえ」の支援対策として、中等度難聴の高齢者および18歳未満の中等度難聴児の補聴器購入費助成の所得制限を撤廃し、18歳未満の障害児の補装具・日常生活用具の購入助成についても所得制限を撤廃した。

次に、福祉を支える人材の確保については、介護を担う人材の定着を図る観点から区独自の介護職員・介護支援専門員居住支援手当を創設した。また、認知症施策については「あたまの元気度チェック」の対象年齢を75歳から50歳以上に引き下げるなど、早期発見の取組を実施した。

障害等により長時間の就労が難しい方には、超短時間就労の雇用創出に向け、就労希望者と区内企業とのマッチングを行った。また、令和7年の東京でのデフリンピック開催に向け、デフリンピック啓発イベント「デフスポーツ＆アートフェア2024」を開催した。

次に、子どもが抱える課題への支援についてである。まず、発達障害等のある児童への支援を行うため、小学校と義務教育学校前期課程の全校に発達障害教育支援員を配置した。

不登校対策については、全校に校内別室指導支援員を配置するとともに、不登校になった際の居場所、相談機関等の情報を網羅したポータルサイトの開設や、メタバース技術を活用した不登校支援を行った。

いじめ防止・対策強化の取組については、学校において、全児童・生徒を対象とした「いじめ予防授業」や、1人1台配られるタブレット端末を活用した心の健康状態等の調査を実施するとともに、全教職員を対象に研修を行った。また、教育委員会ではスクールロイヤーの配置などいじめ事案への体制強化を図り、区長部局ではいじめ被害者への弁護士費用の助成を行った。

さらに、孤独・孤立対策としては、普及啓発イベント「AWAKENING PORT～ちいさなぬくもり 探してみませんか～」を開催した。また、ヤングケアラー対策では、配食支援や日本語が苦手な親の通院などへの通訳者の同行、学習支援やキャリア相談等の支援拡充を図った。

4つ目は、「未来に希望の持てるサステナブルな社会をつくる」についてである。

まず、SDGsの推進に向けた取組については、ウェルビーイング・SDGs推進ファンドを創設し、ウェルビーイング・SDGsに資する地域課題の解決に向けた事業への助成を行った。さらなる資源の有効利用とごみ減量に向け、製品プラスチック回収の本格実施を区内全域でスタートさせるとともに、マイボトル用給水機設置助成制度を創設し、使い捨てプラスチックの削減を図った。また、低炭素型モビリティの普及を目指し、グリーンスローモビリティの実証運行を行った。

次に、地域経済の活性化についてである。中小企業に対しては、引き続き融資あっせんを行うとともに、販路拡大の促進や人材スキルアップ支援等を行った。また、女性起業家に対してはテ스트マーケティングの機会を提供した。商店街については、プレミアム付区内共通商品券への経費の助成およびキャッシュレス決済ポイント還元事業を実施し、区内経済を後押しした。

次に、スポーツの力を生かしたまちの魅力発信についてである。令和7年3月に初めて大井競馬場をゴールとする特設コースで「しながわシティラン2025」を開催した。また、友好都市のオーランド市を通じて、ニュージーランドとのホッケー交流事業を実施した。

町会・自治会に対する支援については、NPOなどの団体と協働して行う取組への後押しとして地域力連携促進補助金を創設した。

さらに、水辺空間の利活用については、天王洲、東京湾コースなどの舟運事業を実施することで、水辺の魅力向上を図った。

令和6年度の決算審査を通じ、次のとおり意見を述べる。

その1は、地域の課題に対する支援体制の強化についてである。

まず、町会・自治会への活動支援である。活動が低調であったことにより令和6年度に各種助成金の申請をしなかった町会・自治会4団体のうち1町会において、令和7年度に入り、町長を公募するなど活動への盛り返しの動きがあった。町会・自治会の活動停止や解散は地域にとって重大な問題である。活動が継続的に行われるよう助成金も含め総合的な支援を実施されたい。

次に、防災課が対応する火災被災者への支援である。災害対策職員待機寮は、低廉な家賃で入居でき、一部は区民住宅を用途変更して活用されている。入居職員の防災訓練は年20回実施し、出席率は93%に達している。また、風水害時には9回延べ77人が緊急対応に従事した。待機寮職員の迅速な対応能力を生かし、火災時の支援体制としても出動を検討されたい。

その2は、安全・安心なまちづくりに向けた取組についてである。

まず、高齢者等を見守る災害時自動安否確認システムについては、現在、救急代理通報システムと合わせて普及を図っている。加入数は1,365件であるが、区内の65歳以上の世帯は45,700世帯に上る。必要な世帯に広く行き渡るよう、効果的な周知に努められたい。

次に、避難行動要支援者の支援体制である。町会・自治会による要支援者の支援体制構築にあたっては、諸事情により困難なケースも見受けられる。避難計画の作成を区が支援する際には、避難行動要支援者に関する情報共有および関係部署・機関との十分な連携に努められたい。

さらに、児童・生徒を守る防犯対策である。通学路に設置される登下校区域防犯カメラは、学校、PTA、警察などと連携し実施した点検結果を踏まえ、全46校で合計212台を設置している。今後も事件事故への防犯カメラの抑止効果を考慮し、設置位置の改善を図るなど、引き続き児童・生徒の登下校時における安全確保に努められたい。

その3は、部署間の連携強化と課題解決についてである。

まず、若者層を対象とした事業の連携である。子ども育成課の子ども・若者応援事業「エールしながわ」は、社会的自立に困難を抱える若者の社会参加のため、相談事業や勉強会、社会体験プログラムを提供している。一方で、福祉計画課の孤独・孤立対策推進事業である24時間365日無料匿名のチャット相談は、年齢・性別問わず誰でも利用できる。両事業間に重複する部分を精査し、それぞれ連携しながら若者への適切な支援につなげられたい。

次に、生活保護受給世帯における夏季の生活必需品であるエアコンの設置である。生活保護の一時扶助には条件があり、全世帯への設置は困難である。これに対し、住宅課が住環境整備の観点から新たな取組を開始した。具体的には、住宅確保要配慮者が入居する物件の家主へのエアコン設置に伴う協力金の加算である。この施策により家主の費用負担が軽減され、当該住宅へのエアコン設置が普及していく見込みである。各課の連携による効果的な課題解決を推進されたい。

さらに、商店街の装飾灯については、令和5年度の決算審査の中でも述べているが、維持管理が困難になっている商店街もある。防犯上の観点から地域全体へ及ぼす影響は大きいため、関係部署による協力体制の下、課題解決に向けて対応されたい。

その4は、新たな事業の今後の展開についてである。

まず、リチウムイオン電池が原因とされる火災が全国的に発生している昨今、区では令和6年9月より国に先行して、リチウムイオン電池の各戸収集を実施している。火災を未然に防ぐこの取組に謝意を表するとともに、今後も継続的な対応に努められたい。

また、コミュニティバスについては、令和4年3月より西大井駅～大森駅北口区間の試行運行

を開始しており、65歳以上の利用者が約5割を占めるということである。今後の事業の方針を判断するにあたっては、収支のみに焦点を当てるのではなく、移動に困難を抱える区民の利用環境にも配慮した福祉的視点からの検証も検討されたい。

次に、一般会計のうち特別区民税について意見を述べる。

特別区民税の収入済額は551億7,898万円で前年度（540億311万円）に比べ2.18%、11億7,588万円増加している。現年課税分の収入率は99.53%で前年度（99.37%）に比べ0.16ポイント上昇し、滞納繰越分は60.16%で前年度（66.98%）に比べ6.82ポイント低下している。全体の収入率は99.22%となり前年度（99.13%）に比べ0.09ポイント上昇している。なお、令和4年度からの全体の収入率は、4年度99.19%、5年度99.13%、6年度99.22%と、主に納付手段の拡充の効果により依然高い数値を維持している（表1参照）。

表1 特別区民税の歳入状況

区分	調定額 A（円）	構成比 (%)	収入済額 B（円）	収入率 B/A (%)	収入未済額 C（円）	収入未済率 C/A (%)	
令和6年度	現年課税分	55,182,969,745	99.23	54,920,884,766	99.53	279,254,794	0.51
	滞納繰越分	429,014,176	0.77	258,099,145	60.16	147,155,589	34.30
	合 計	55,611,983,921	100.00	55,178,983,911	99.22	426,410,383	0.77
令和5年度	現年課税分	54,067,664,765	99.25	53,727,823,499	99.37	354,855,537	0.66
	滞納繰越分	410,981,547	0.75	275,283,216	66.98	112,912,640	27.47
	合 計	54,478,646,312	100.00	54,003,106,715	99.13	467,768,177	0.86

次に、特別会計について意見を述べる。

国民健康保険事業会計は、歳入総額は対前年度6億6,776万円減少し、歳出総額も対前年度7億944万円減少したが、単年度収支においては4,168万円の黒字（前年度1億551万円の赤字）となっている。歳入については、主な歳入項目のうち、国民健康保険料、国庫支出金が対前年度それぞれ8.9%、1,283.0%増加したものの、繰入金、都支出金、繰越金は対前年度それぞれ18.4%、2.0%、23.3%減少したため、全体として対前年度1.8%の減少となっている。

一方、歳出については、主な歳出項目のうち、総務費が対前年度27.2%増加したものの、保険給付費、諸支出金、国民健康保険事業費納付金が対前年度それぞれ3.2%、42.1%、0.5%減少したため、全体として対前年度1.9%の減少となっている。

令和6年度の保険料の対調定収納率は86.58%で前年度（86.70%）に比べ0.12ポイント低下している。このうち現年分は91.45%で前年度（92.41%）に比べ0.96ポイント低下したものの、依然として高い収納率を達成することができた。これらは、特別区民税と同様に主に納付手段の拡充によるところが大きい。引き続き高い収納率を維持できるよう努められたい。

後期高齢者医療特別会計は、歳入総額は対前年度6億9,688万円増加し、歳出総額も対前年度6億7,534万円増加し、単年度収支においては2,154万円の黒字（前年度2,758万円の赤字）となっている。歳入については、繰越金、諸収入が対前年度それぞれ41.9%、0.7%減少しているが、後期高齢者医療保険料、繰入金が対前年度それぞれ9.6%、5.1%増加し、全体として対前年度7.0%の増加となっている。

一方、歳出については、支出総額の93.5%を占める分担金及び負担金が対前年度6.6%増加し、全体として6.8%の増加となっている。

令和6年度の保険料の対調定収入率（還付未済額を除く。）は98.06%で前年度（98.02%）に比

～0.04ポイント上昇している。今後も、口座振替の促進等によりさらなる収納率の向上に努められたい。

介護保険特別会計は、歳入総額は対前年度5億6,459万円増加し、歳出総額も対前年度1,485万円増加し、単年度収支においては5億4,974万円の黒字（前年度4億1,580万円の赤字）となっている。歳入については、主な歳入項目のうち繰越金、国庫支出金が対前年度それぞれ34.2%、1.8%減少しているが、保険料、支払基金交付金、繰入金が対前年度それぞれ12.6%、2.6%、2.8%増加し、全体として対前年度2.0%の増加となっている。

一方、歳出については、基金積立金、総務費が対前年度それぞれ49.7%、11.3%減少しているが、保険給付費、地域支援事業費が対前年度それぞれ1.2%、7.1%増加し、全体として0.1%の増加となっている。

令和6年度の保険料の対調定収入率（還付未済額を除く。）は96.84%で前年度（96.31%）に比べ0.53ポイント上昇している。今後も、口座振替の促進等によりさらなる収納率の向上に努められたい。

災害復旧特別会計は、歳入総額、歳出総額それぞれ対前年度4,490万円減少している。

平成29年度に創設された同会計は、令和6年7月21日および同年8月21日の大雨に伴う対応ならびに同年8月16日の台風に伴う対応として、令和元年度、令和5年度に続き3度目の執行がなされた。災害時における弾力的かつ迅速な執行に努められたい。

以上、令和6年度決算における事業の執行状況についての総括意見を述べた。令和6年度は、特別区税が前年度の576億円を11億円（1.9%）上回る等歳入は堅調に推移した。雇用・所得環境の改善等の効果により、景気は緩やかに回復している一方で、止まらない物価上昇、米国の通商政策および金融資本市場の変動等の影響により先行きに不透明感がみられるなど、区政を取り巻く環境は依然として予断を許さない状況にある。今後も特別区民税や都区財政調整交付金の動向を見据えた慎重な行財政運営が求められる。

ここで、契約事務および事務事業の執行について意見を述べる。

契約事務については概ね適切に運用がなされていると認識しているものの、決算審査ヒアリングの過程で都市ブランディング推進事業における契約変更や包括連携協定等において、契約の機会均等の原則の観点から懸念される事例が見られた。もとより、地方公共団体の契約に求められる基本原則である公正性、経済性および適正履行の確保を十分に踏まえ、より慎重な契約事務の遂行に努められたい。また、事務事業の執行にあたっては、法令遵守の観点から、具体的な事業計画や執行の枠組みについて事前確認を徹底し構築することが肝要である。将来的な問題発生のリスクを最小限に抑制し、円滑かつ効果的な事務事業の執行にあたられたい。

品川区総合実施計画（第2次）（令和7年4月策定）に示された人口推計によると、本区の生産年齢人口（15～64歳）は、令和17（2035）年にピークを迎えた後、減少に転じる見通しである。この予測は、本区が近い将来において、財政上重大な転換点に直面する可能性があることを示唆している。このような人口動向の変化が予測される中、令和6年度の当初予算は初めて2千億円の大台を超え、過去最大規模となった。さらに、令和7年度においても前年度を上回る予算が編成されている。

「入るを量りて出づるを制す」。歳入の伸長が顕著な今だからこそ、財政規律の重要性をしっかりと認識し、決して気を緩めることなく、将来を見据え長期的視野に立った持続性のある行財政基盤の確立に注力されたい。今後とも真摯な取組を継続されることを切に期待する。

2 個別意見

(1) 主要決算数値および指標について

令和6年度普通会計（決算統計）の決算状況について、主な決算数値および指標は次のとおりである。

歳入総額2,160億2,340万円、歳出総額2,092億7,883万円で、形式収支は67億4,457万円（対前年度5.8%の増）の黒字となっており、翌年度へ繰り越すべき財源1億3,811万円を差し引いた実質収支は66億646万円の黒字（対前年度12.1%の増）となっている。また、単年度収支（当年度実質収支－前年度実質収支）は7億1,226万円の黒字、それに財政調整基金積立金を加えた実質単年度収支は12億9,682万円の黒字となっている。

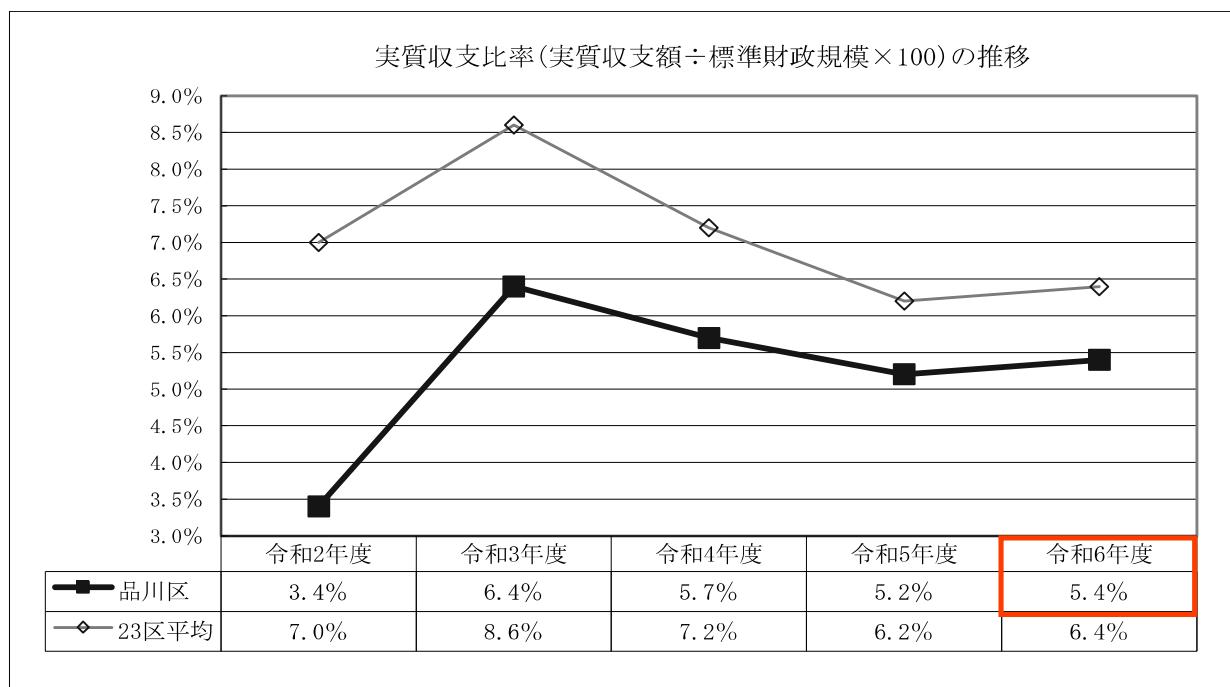
表2 普通会計決算状況

区分	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
歳 入 総 額 A	千円 216,023,395	千円 200,169,797	千円 15,853,598	% 7.9
歳 出 総 額 B	209,278,826	193,796,055	15,482,771	8.0
形 式 収 支 (A - B) C	6,744,569	6,373,742	370,827	5.8
翌年度へ繰り越すべき財源 D	138,113	479,549	△ 341,436	△ 71.2
実 質 収 支 (C - D) E	6,606,456	5,894,193	712,263	12.1
単 年 度 収 支 F	712,263	△ 366,588	1,078,851	
財 政 調 整 基 金 積 立 金 G	584,558	922,731	△ 338,173	△ 36.6
繰 上 償 還 金 H	0	0	0	-
財 政 調 整 基 金 取 崩 額 I	0	0	0	-
実質単年度収支 (F+G+H-I) J	1,296,821	556,143	740,678	
基 準 財 政 需 要 額	110,826,231	103,191,793	7,634,438	7.4
基 準 財 政 収 入 額	63,847,136	61,209,420	2,637,716	4.3
基 準 財 政 規 模	121,692,885	113,402,767	8,290,118	7.3

財政運営の状況を判断する指標とされる実質収支比率は5.4%で、前年度（5.2%）に比べ0.2ポイント上昇している。これは、一般財源のうち都区財政調整交付金の増（約57億円）等により実質収支額が増加したことによるものである（93頁、表2参照）。

一般的に3～5%が望ましい水準とされているが、23区の平均値（6.4%、速報値）と比べると1.0ポイント下回っており、当該年度の財政規模や経済状況等に影響されるところが大きい。

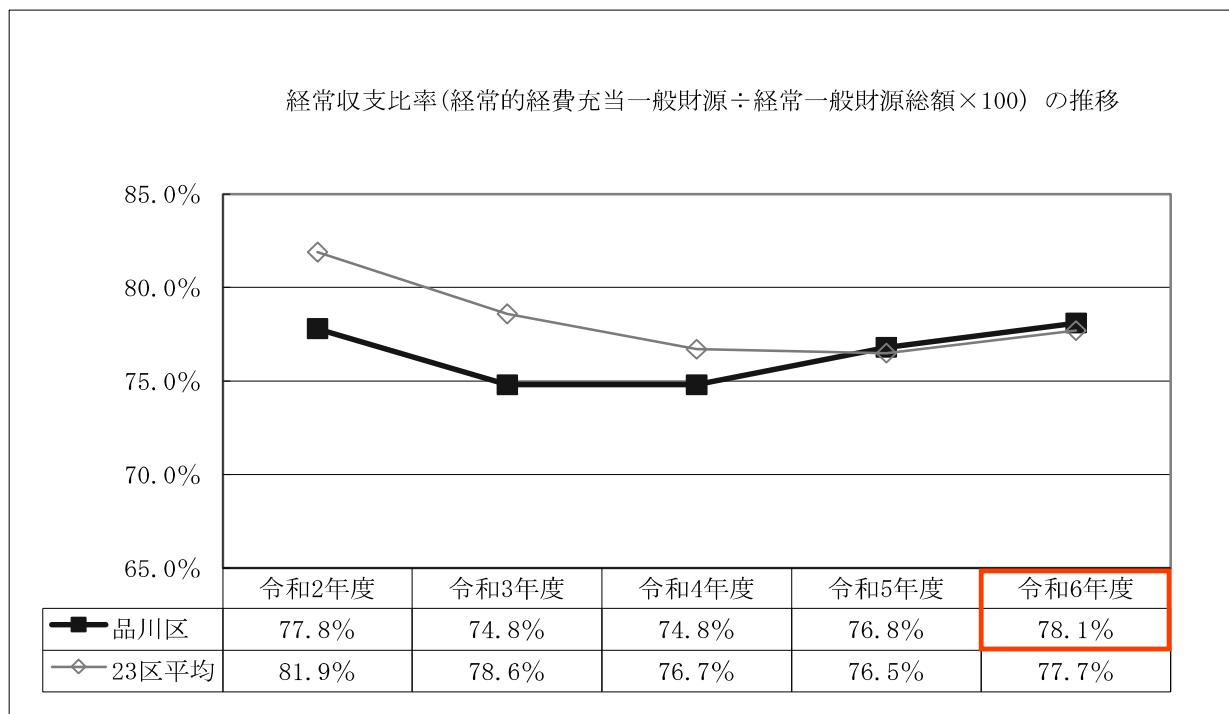
図1 実質収支比率



財政構造の弾力性を判断する指標とされる経常収支比率は78.1%で、前年度（76.8%）に比べ1.3ポイント上昇している。これは、経常一般財源総額は、都区財政調整交付金の増（約50億円）、地方特例交付金の増（約19億円）、特別区税の増（約11億円）、株式譲渡所得割交付金の増（約10億円）、地方消費税交付金の増（約6億円）等により約102億円増加したが、経常的経費充当一般財源においても、物件費の増（約41億円）、人件費の増（約40億円）、補助費等の増（約8億円）、繰出金の増（約4億円）等により、約95億円増加したためである。

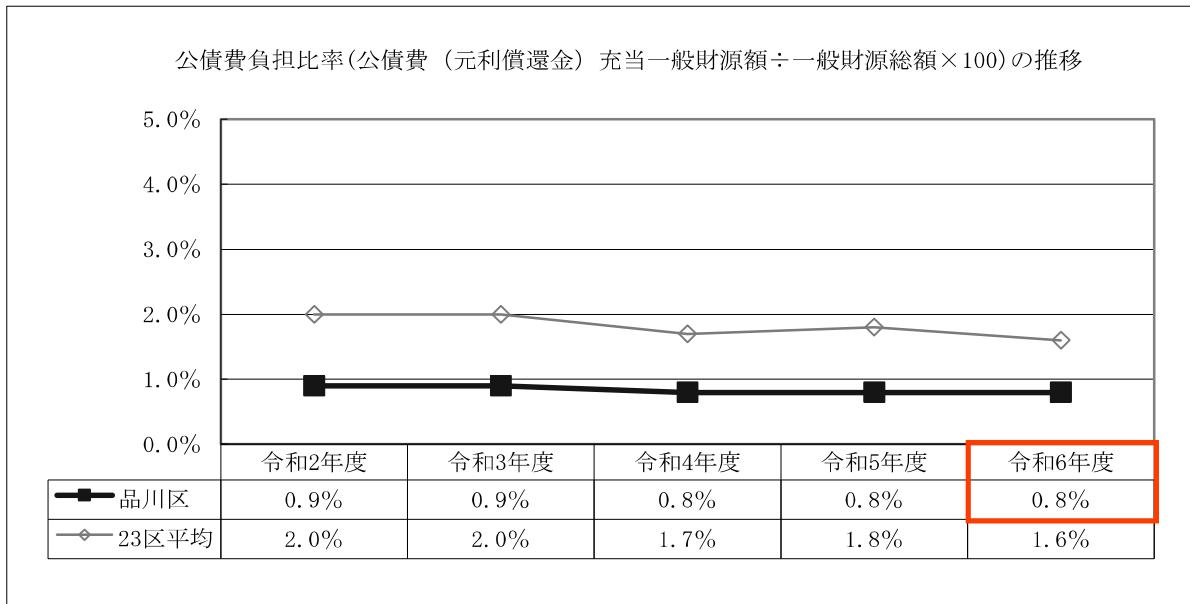
23区の平均値（77.7%、速報値）と比べると0.4ポイント上回っている。

図2 経常収支比率



経常収支比率と同様に、財政構造の弾力性を判断する指標とされる公債費負担比率は0.8%で、前年度と同率である。

図3 公債費負担比率



歳出総額に占める人件費の割合を示す人件費比率は13.7%で、前年度（12.8%）に比べ0.9ポイント上昇している。これは、23区の平均値（14.1%、速報値）と比べると0.4ポイント下回っている。

また、人件費の経常収支比率は20.6%で、前年度（19.0%）に比べ1.6ポイント上昇している（図4・97頁、表3参照）。

平成23年度以降マイナスであった自主財源人員（いわゆる財調過員）は、令和3年度以降プラスになっている（97頁、表4参照）。

図4 人件費比率

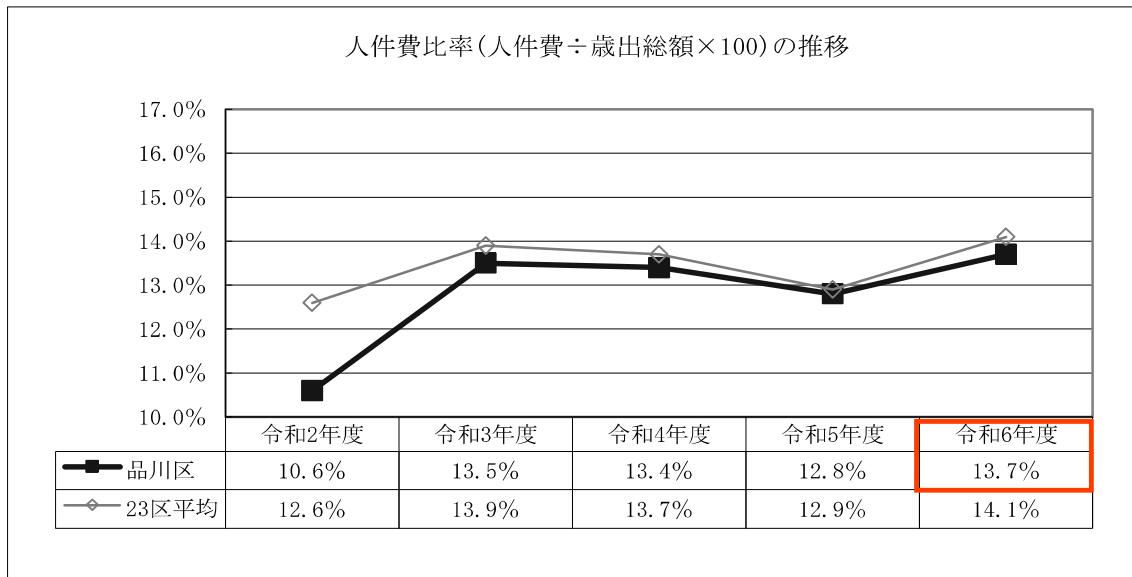


表3 人件費の経常収支比率の推移

区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
品川区	% 20.6	% 19.0	% 19.8	% 20.0	% 21.3
2 3 区 平 均	-	19.3	20.6	21.8	23.3

表4 職員数の状況

各年度 10月1日現在

区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
職員数	人 2,724 (104.8)	人 2,650 (102.0)	人 2,632 (101.3)	人 2,626 (101.1)	人 2,598 (100.0)
対前年度増減	74	18	6	28	33
財調対象人員	2,630 (101.0)	2,527 (97.0)	2,549 (97.9)	2,606 (100.0)	2,605 (100.0)
自主財源人員	94 (△ 1342.9)	123 (△ 1757.1)	83 (△ 1185.7)	20 (△ 285.7)	△ 7 (100.0)

注1 () 内の数値は令和2年度を100とした指標である。

2 職員数=現員-国民健康保険事業分、後期高齢者医療事業分(令和6年度はそれぞれ56人、13人)。

3 職員数は介護保険事業分を含む(令和6年度は21人)。

4 財調対象人員は国民健康保険事業分、後期高齢者医療事業分を除く(令和6年度はそれぞれ40人、9人)。

以上、令和6年度普通会計の決算に見られる主な決算数値および指標は、いずれも適正な水準を維持していると言える。

令和7年度第1回品川区特別職報酬等審議会 追加次第

令和7年10月30日
司会：藤村総務課長

1. 議 事

(1) 答申文案について

- ①文案朗読
- ②文案検討
- ③決 定

-----区長、副区長、教育長入室-----

2. 報 告

(1) 会長挨拶

(2) 答申文手交および朗読

(3) 区長挨拶

3. 閉 会